

令和8年度

省エネ家電購入費補助金

住宅用太陽光発電システム等設置補助金

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス購入費補助金

電気自動車等購入費補助金

申請の手引き

真岡市 環境課

目次

1. 補助金の概要

- ① 省エネ家電購入費補助金
- ② 家庭用太陽光発電設備設置補助金（太陽光発電システム）
- ③ 家庭用太陽光発電設備設置補助金（蓄電池）
- ④ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス購入費補助金（ZEH）
- ⑤ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス購入費補助金
（電気自動車の充電設備）
- ⑥ 電気自動車購入費補助金

2. デコ活宣言について

1. 補助金の概要

○お願い

本書は手引書になります。申請に当たっては必ず各補助金交付要綱をご確認ください。

各補助金の概要

補助対象	補助額	備考	併用可
① 省エネ家電	購入経費の3割 (各上限2万円)	エアコン 冷蔵庫 LED照明器具 【条件(個別)】 市内販売店で購入 統一省エネラベル星3以上	②③④ ⑤⑥
② 太陽光発電設備 (太陽光発電システム)	1万円/kw (上限4万円)	電力会社が電力の受給を開始してから 90日以内	①③⑤ ⑥
③ 太陽光発電設備 (蓄電池)	1万2千円/kw (上限6万円)	太陽光発電システムの設置が必須 購入または設置した日から90日以内	①②⑤ ⑥
④ ZEH	20万円/件	BELS評価書等添付	①⑥
⑤ ZEH 電気自動車の充電設備	5万円/件	太陽光発電設備と蓄電池との連携が できているもの	①②③ ⑥
⑥ 電気自動車	5万円/台	市内販売店で購入 登録日が令和8年4月1日以降 PHEV不可	①②③ ④⑤

①省エネ家電購入費補助金

要綱名：真岡市省エネ家電購入費補助金交付要綱

○申請条件

- ・申請は1世帯につき1回限り
- ・真岡市内の店舗で購入し、自宅に設置した製品
(ネット通販での購入は不可)(新規購入・買換え、共に対象)
- ・令和8年4月1日(水)以降の購入品で、設置が完了している
- ・対象製品の統一省エネラベルの星3以上であること
- ・申請者本人及び申請者の属する世帯に市税の滞納がないこと
- ・デコ活宣言を行っていること

○申請書類

- ・交付申請書
- ・交付請求書
- ・「真岡市省エネ家電購入費補助金」申請に関するチェックシート
- ・対象製品の領収書またはレシートの写し
- ・製造責任者(メーカー)が発行した保証書の写し
- ・対象製品の統一省エネラベルが確認できるカタログ等の写し
- ・エアコン、冷蔵庫の場合は、取付工事注文書または発送注文書の写し
どちらも無い場合は、対象製品の設置状況が分かる写真
- ・LED照明器具の申請の場合は、設置状況が分かる写真
- ・デコ活宣言を行った旨が分かる書類の写し※p.8参照
- ・その他市長が必要と認める書類

②家庭用太陽光発電設備設置補助金（太陽光発電システム）

要綱名：真岡市住宅用太陽光発電システム等設置補助金綱要綱

○申請条件

- ・電力会社が電力の受給を開始した日から90日以内
- ・デコ活宣言を行っていること
- ・一住宅につき各対象機器1回限り

○機器要件

- ・低圧配電線と逆潮流有りで連系していること
- ・最大出力の合計が10キロワット未満の設備であること
- ・日本工業規格等で認められていること
- ・設置時点において未使用品であること（中古品でないこと）
- ・太陽電池モジュール本体の機器費用が無償でないこと

○申請書類

- ・交付申請書
- ・交付請求書
- ・対象機器の設置工事契約書の写し又は購入契約書の写し
- ・領収書、その他対象機器設置費用の支出を証する書類の写し
- ・電力会社との接続契約の締結を示す書類の写し
- ・系統連系日（売電開始日）が明記されている書類の写し
- ・システムの設置前及び設置後の状況を示す写真（住宅の全景、架台、太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、接続箱、付属機器）
- ・デコ活宣言を行った旨が分かる書類の写し※p.8参照
- ・その他市長が必要と認める書類

③家庭用太陽光発電設備設置補助金（蓄電池システム）

要綱名：真岡市住宅用太陽光発電システム等設置補助金綱要綱

○申請条件

- ・ 設置工事費用の支払い又は設置を完了した日から90日以内
- ・ デコ活宣言を行っていること
- ・ 一住宅につき各対象機器1回限り

○機器要件

- ・ 太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに蓄電池を設置又は太陽光発電システムとともに蓄電池を設置し、常時太陽光発電システムと接続していること
- ・ リチウムイオン蓄電池及びインバータ、コンバータ、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたものであること
- ・ 設置時点において未使用品であること（中古品でないこと）

○申請書類

- ・ 交付申請書
- ・ 交付請求書
- ・ 対象機器の設置工事契約書の写し又は購入契約書の写し
- ・ （契約書に記載がない場合）蓄電池量が確認できる書類の写し
- ・ 領収書、その他対象機器設置の費用の支出を証する書類の写し
- ・ 対象機器の使用・規格、保証開始日等が判別できる書類（カタログ等）
- ・ 機器設置写真（対象機器及びそれを設置した建物全体の写真）
- ・ 接続する太陽光発電システムの設置状況が確認できる書類
- ・ デコ活宣言を行った旨が分かる書類の写し※p.8参照
- ・ その他市長が必要と認める書類

④ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス購入費等補助金（Z E H）

要綱名：真岡市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス購入費等補助金交付要綱

○申請条件

- ・補助金申請日に真岡市民であり、申請に係る住宅に自ら居住している
- ・本人とその世帯で市税等を滞納していないこと
- ・同一世帯で、この補助金を受けていない
- ・デコ活宣言を行っていること

○機器要件

- ・国が認めたZ E Hの定量要件を満たしている住宅であること
- ・申請者が新築した住宅又は購入した住宅（新築に限る）であること

○申請書類

- ・交付申請書
- ・交付請求書
- ・申請に係る住宅の位置図
- ・申請に係る住宅の全景写真
- ・新築に係る工事請負契約書の写し又は購入に係る売買契約書の写し
- ・余剰電力を電力会社に売電する場合は、電力売買に係る契約書の写し
- ・補助対象事業が完了した日が確認できる書類（工事請負者又は販売者が作成した書類にあっては代表者及び会社印が押印されたものに限る）
- ・B E L S評価書の写し又はZ E Hであることを証する書類の写し
- ・補助対象事業に係る領収書の写しその他の申請者が当該経費を支払ったことが確認できる書類の写し
- ・デコ活宣言を行った旨が分かる書類の写し※p. 8 参照
- ・その他市長が必要と認める書類

⑤ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス購入費補助金

(電気自動車の充電設備)

要綱名：真岡市ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス購入費等補助金交付要綱

○申請条件

- ・補助金申請日に真岡市民であり、申請に係る住宅に自ら居住している
- ・本人とその世帯で市税等を滞納していないこと
- ・同一世帯で、この補助金を受けていない
- ・デコ活宣言を行っていること

○機器要件

- ・住宅に設置されたものである
- ・V2Hを設置する場合は、V2H占有ブレーカーを設置していること
- ・V2Hを除く電気自動車充電設備を設置する場合は、分電盤に専用の分岐回路を設置していること及びテストボタンがついた分岐回路用漏電ブレーカーを設置していること
- ・新品であること
- ・太陽光発電設備及び蓄電池設備が設置されていること

○申請書類

- ・申請に係る住宅の位置図
- ・製品を設置した位置が確認できる平面図又は立面図
- ・太陽光発電設備および蓄電池設備の配置図
- ・申請に係る住宅の全景写真
- ・太陽光発電設備および蓄電池設備の設置状況が確認できる写真
- ・設置した製品の全景、製品名及び型番が確認できる写真
- ・交付申請書
- ・交付請求書
- ・新品が確認できる書類
- ・製品の設置に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- ・補助対象事業が完了した日が確認できる書類（工事請負者又は販売者が作成した書類にあっては代表者及び会社印が押印されたものに限る）
- ・補助対象事業に係る領収書の写しその他の申請者が当該経費を支払ったことが確認できる書類の写し
- ・デコ活宣言を行った旨が分かる書類の写し※p.8 参照
- ・その他市長が必要と認める書類

⑥電気自動車購入費補助金

○申請条件

- ・自家用として使用する目的で電気自動車等を購入し、当該車両に係る自動車検査証等に記載されている者であること
- ・自動車検査証の交付を受けた時点で真岡市民であり、申請した時点で市内に居住していること
- ・本人とその世帯で市税等を滞納していないこと
- ・同一世帯で、この補助金を受けていない
- ・デコ活宣言を行っていること

○対象車両

- ・経済産業省が定めるクリーンエネルギー自動車促進補助金業務実施細則別表1に掲げる補助対象車両であること※1
- ・車両の外部に電源を供給できる機能を有し、又は外付けの給電装置を活用した車両の外部への電源供給が可能であること
- ・令和8年4月1日以降に初年度登録された車両であること
- ・初年度登録された日から起算して1年を超えない車両で、自動車検査証等に記載された登録年月日と初年度登録年月日が同一であること
- ・自動車検査証等に記載された車両の所有者及び使用者の住所並びに使用の本拠の位置が市内であること
- ・市内の販売店で購入された車両であること

○申請書類

- ・交付申請書
- ・交付請求書
- ・補助対象車両の自動車検査証等の写し
- ・売買契約書の写し
- ・購入代金の領収書の写しその他の申請者が当該経費を支払ったことが確認できる書類の写し（割賦払いの場合は、その契約書等の写し）
- ・車両のカatalog又は仕様書
- ・保管場所の位置図
- ・保管場所において自動車登録番号が確認できるように撮影した車両の写真
- ・デコ活宣言を行った旨が分かる書類の写し※p.8参照
- ・その他市長が必要と認める書類

※1 クリーンエネルギー自動車促進補助金業務実施細則別表1

「(別表1) 銘柄ごとの補助金交付額 (別途) 補助対象となる銘柄、補助金交付額等に変更のあるつど更新し、センターのホームページにて告知する」

CEVセンターホームページ



2. デコ活宣言について

○デコ活宣言とは

2050年カーボンニュートラル実現に向け、日常生活で二酸化炭素を減らす省エネ家電の導入、脱炭素な移動、環境に配慮した製品の選択など「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」を実践することの宣言（環境省が推進する「デコ活宣言」に登録）をいう。

○宣言方法

1. 下記リンクを開く

<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/join/>



2. 「個人の方はこちら」を選択

The screenshot shows the 'デコ活宣言・デコ活ダウンロードツール' page. Under the 'デコ活宣言' section, there are two buttons: '個人の方はこちら' (highlighted with a red box) and '企業(個人事業主含む)、団体、自治体の方はこちら'.

3. 「デコ活宣言」フォーム（個人用）にてメールアドレスを記入したうえで「宣言する」をクリックする。

The screenshot shows the '「デコ活宣言」フォーム（個人用）」 page. It contains instructions and a form with three main sections:

- 1. 「デコ活宣言」※必須（※非公開）
宣言する前必ずご確認ください。
① 脱炭素につながる製品、サービス、取組情報を選択して環境の彩り豊かな暮らし（デコ活）を体験しましょう！
② 自身の生活・仕事の場で、デコ活（脱炭素につながる豊かな暮らし）を実践しましょう！
③ ①と②の両方
- 2. メッセージ（脱炭素みや具体的な取組内容など300文字以内 自由記述）※任意（※非公開）
残り文字数：100文字です。
- 3. メールアドレス※任意（※非公開）
メールアドレスを入力した方には今後同内容/事務局より関連情報を案内します。
「メールアドレス記入」 field is highlighted with a red box.

At the bottom right, the '宣言する' button is highlighted with a red box.

4. 記入したメールアドレスに宣言を行った旨のメールが届くので、それを印刷し、「デコ活宣言を行った旨が分かる書類」として使用する。

お問合せ先

〒321-4395

真岡市荒町5191

真岡市市民生活部 環境課 環境保全係（庁舎2階）

TEL：0285-83-8125

月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで